

二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

■ 改正の趣旨

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）」が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正を行い、令和３年４月１日から施行するものです。

■ 介護予防支援とは

要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状態、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

■ 改正内容

- ・虐待防止に対する取組
- ・ケアの質の向上
- ・ハラスメント対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・感染症対策の強化
- ・業務負担軽減の見直し

<主な改正内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年の相次ぐ災害を受け、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に感染症への取組みを義務づけるなどの対策の強化